



**PI 日本ディストリクト
スタンディンググループズ
2020-2021 年度**

PI 日本ディストリクト

パイロットインターナショナル
日本ディストリクトスタンディンググループズ
2020-2021 年度

第 1 条

名称と事務所

- 第 1 項 パイロットインターナショナル日本ディストリクトと称する。(1990 年 7 月パイロットインターナショナルより承認を受ける)
事務所はガバナー宅に置く

第 2 条

目 的

- 第 1 項 パイロットインターナショナル日本ディストリクトは、地域社会に前向きな変化をもたらす影響を与えるようなプログラムおよび活動を推進する目的をもった、ボランティア・慈善・ならびに教育的な奉仕組織である。パイロットインターナショナル日本ディストリクトは、脳関連障害、脳の健康と安全、および教育、ボランティア精神、財務支援および研究を通して達成できるその他の慈善活動に焦点をあてる。
パイロットインターナショナルによって認証され、その監督のもとに活動する日本ディストリクトならびにその会員は、営利を目的とする行為をせず、政治的党派・宗教的派閥に偏らず、また差別を行わない。

第 3 条

活 動

- 第 1 項 1. パイロットインターナショナル方針の基本活動
 1) 将来のリーダーたる若者と成人に奉仕の精神を育成する。
 2) 脳の安全と健康を推奨する。
 3) 介護する人たち・障害者を抱える家庭への時機を得た支援をする。
 2. 地域に密着した活動

3. その活動は、パイロットインターナショナル倫理規約・バイローズ・ポリシー・クラブマニュアルに従うこととする。

第 4 条

ディストリクトの役員

- 第 1 項 ディストリクト運営審議会(District Administrative Council:以下DAC という)は、ガバナー、ガバナーエレクト、ルテナガバナー、書記、会計の 5名で構成される。ただし、1クラブからDAC役員は2名までとする。
- 第 2 項 ディストリクト役員は、常にパイロットの品位と資質を高めるために自ら進んで行動する。役員の利用して、営業行為または同行為の勧誘、紹介、宣伝行為などをしてはならない。
- 第 3 項 ガバナーエレクトは、ディストリクトの役職およびクラブ会長の経験者で、十分な知識と経験を有していること。
ルテナガバナー、書記、会計は会長の経験者であること。
- 第 4 項 ディストリクト役員が次の各号のいずれかに該当する時、DACの議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し議決の前に説明・弁明の機会を与えなければならない。
- a) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - b) 家庭や職場の都合により、職務の継続が困難になったとき
 - c) 職務上の義務違反、パイロットのルール違反、および一般法令に違反し、パイロットの名誉や体面を著しく傷つけたとき

第 5 条

日本ディストリクト事業年度および役員任期

- 第 1 項 日本ディストリクトの事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。
- 第 2 項 ディストリクトの役員任期は1年とする。
7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第 6 条

クラブ事業年度および役員任期

- 第 1 項 クラブ事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
- 第 2 項 クラブ役員任期は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第 7 条

日本ディストリクト活動部

- 第 1 項 日本ディストリクトは次の活動部を置く。
- a) メンバーシップ
新会員の募集とトレーニング、新クラブ設立、地域イベントへの参加、広報活動、およびその他の活動に関する事業の責務を有する。
 - b) 資金調達
 - c) プロジェクト
 - d) アンカー
 - e) リーダーシップ開発/養成 (オプション)
リーダーシップの養成に関する事業の責務を有する。

第 8 条

ディストリクト コンベンション

- 第 1 項 コンベンションの票決団は、クラブデリゲートと日本ディストリクト役員で構成される。
- 第 2 項 コンベンションの準備/開催に際して生じる費用は、DACの承認を得て、そのコンベンションの登録費、およびその他の収入ならびにディストリクト一般会計からの助成金をもって支払うものとする。
- 第 3 項 コンベンションの登録費は、事前に支払われるものとする。
登録費ほか全ての払い戻しは、ディストリクトコンベンション委員長に開催日の7日前までに文書によって通知されたものに限る。
上記に該当しない場合は払戻しをしない。
- 第 4 項 会員は前夜祭・エクスカーション・リーダー研修等のみ出席の場合も登録費を支払うものとする。
- 第 5 項 次の項目は登録費に含まれる。
- a) ECR (Executive Committee Representative) への 30,000 円を超えない贈り物
 - b) 小道具 (名札、バッジ、腕章等)、装飾、看板、プログラム
 - c) スピーカー (講師等) への支払 (謝礼/経費を含む)
 - d) 通訳料
 - e) 就任式費用
 - f) 会場費・運営費・その他必要と認められる経費
- 第 6 項 引退していくディストリクトの役員のために、ディストリクトの資金で各 10,000 円相当の贈り物をするとし、コンベンションで贈呈する。

- 第 7 項 毎年、ディストリクト一般会計から、パーストガバナーのバッジを購入し、前年度のパーストガバナーより、後日指定された時に引退していくガバナーに贈呈する。
- 第 8 項 a) ホスティングクラブは原則として設立順に務めるものとする。ただしホスティングクラブが開催可能な場所を、DAC と協議の上決定する。
b) 1 つのクラブまたは 2 つ以上のクラブが、コンベンションのホスティングクラブとなる事が出来る。
c) 2 つ以上のクラブがホストを共同して務める場合は、2 つ目以降のクラブについては、DAC がこれを決定し得るものとし、その決定については、前記 a) の設立順に拘束されない。DAC 決定による 2 つ目以降のクラブは、将来の設立順位によるホストの任を果たしたものとみなす。
d) ホストを希望するクラブは、開催の少なくとも 3 年前までに、開催地を記入し、クラブの承認を得た上、書面で DAC に申し出る。
e) ホスティングクラブを決定することが出来なかった場合は、DAC の承認を得て、ガバナーはコンベンション委員会を編成し、開催地を決定することができる。
f) DAC の承認を得て、ガバナーはコンベンション委員長と副委員長(2 名以内)を任命する。
g) コンベンション委員会(DAC、コンベンション委員長と副委員長、ホスティングクラブ会長)は、各担当委員会の委員長、副委員長、および委員会メンバーを選ぶ。
- 第 9 項 会議開催の準備の都合上、DAC は 2 年前にホスティングクラブを決定し、開催地の発表は前年度のコンベンションで行う。
- 第 10 項 ホスティングクラブとして務めることを免除されていたクラブが、開催に必要な条件が揃った時、DAC の決定によりホスティングクラブとして務めることができる。

第 9 条

ディストリクト 秋の審議会・ワークショップ

第 9 条と第 12 条 2 項および 4 項については、第 23 回ディストリクトコンベンションで、秋の審議会・ワークショップとコンベンションが一本化された。本来は削除されるべき条項であるが、再開できる環境が整えば、この条項が生きるため、第 9 条を付記として止め置く。

但し、第 1 項から第 7 項については、日本ディストリクトスタンディングルールズ最終ページに参考文《付記(1)》として掲載する。

第 10 条

パイロット インターナショナル コンベンション

- 第 1 項 パイロットインターナショナルコンベンションに出席する際のすべての公費と認められているものは、予定されたミーティングにすべて出席するという条件で、ディストリクト一般会計から以下のように支払われる（DAC会計細則に従う）
- ・ ガバナー・ガバナーエレクト・ルテナガバナー
登録費、交通費、滞在費
 - ・ ディストリクト書記、会計
登録費、交通費相当
- ただしガバナーのこれらの費用は、後日 P I より日本ディストリクト会計に返金される。
- 第 2 項 P I コンベンションにおけるフラッグセレモニーの日本ディストリクト代表は、ガバナーとする。ガバナーが出来ない場合は、その代理人をガバナーが指名する。
- 第 3 項 P I コンベンションにおける通訳料などの費用は、ディストリクト一般会計より一部助成されるものとする。
- 第 4 項 P I コンベンションにおける通訳料などの一部負担金は、各クラブが等分に負担するものとする。ただし、設立 1 年未満の新設クラブは負担が免除される。なお必要に応じて参加者も一定額を個人負担することもある。

第 11 条

日本ディストリクトおよびPI・PIFFに対するクラブおよびクラブに属さない会員(PI およびディストリクトのみに所属する会員)の財政上の義務

- 第 1 項 ディストリクトの年会費は、コンベンションにおける投票によって定められる。
- 第 2 項 それぞれのクラブは、会員のディストリクト年会費 1 名につき 10,000 円（7月から翌年 6 月までの 12 ヶ月分）を 7 月に、あらかじめ登録した口座より自動振替にてディストリクト会計口座に指定した期日をもって支払うものとする。日本ディストリクトに所属を希望するクラブに属さない会員の年会費はクラブ会員と同額とする。
- 第 3 項 7 月 1 日以降入会のメンバーについては、ディストリクト年会費を月割@840 円) で支払うものとする。
- 第 4 項 新クラブは、認証された日のメンバーの総数に基づいて、ディストリクト年会費を月割り (@840 円) で支払うものとする。

- 第 5 項 クラブおよびクラブに属さない会員は、P I および日本ディストリクトに対する支払い、ならびにP I F Fへの寄付金を、あらかじめ登録した口座より、自動振替にてディストリクト会計が管理する口座に指定した期日をもって支払うものとする。なお、納入された金額の全ては日本ディストリクトに帰属する。

第 12 条

ディストリクト財政

- 第 1 項 ディストリクトの会計の取り扱い範囲は、日本ディストリクトの資金の最高額までとする。

- 第 2 項 パイロットインターナショナルのポリシーにある予算項目に加えて、次のものはディストリクト予算に含まれる。

a) ディストリクトコンベンション、出席者登録費（食事代は除く）

- ・ディストリクトP I F Fレップ 1名
- ・ディストリクト各コーディネーター 5名
- ・広報担当 1名
- ・HP担当 1名
- ・ディストリクトチャプレン（祈りの言葉の役職者） 1名
- ・ディストリクトパラメンタリアン（議事精通者） 1名
- ・ディストリクトコンベンション委員長 1名
- ・P I コンベンション参加者委員会委員長 1名
- ・指名委員会委員長 1名
- ・特別委員会委員長 1名
- ・アンカーアドバイザー連絡会(AAC)会長 1名

b) ガバナーの承認するクラブの援助に使われる
ディストリクトメンバーシップの費用

c) 新クラブ設立記念として、パイロットインターナショナルより、クラブ旗と各メンバーにチャーターピンを、日本ディストリクトより、槌・鐘と会長ピンを贈呈する。

d) P I コンベンション出席通訳料等の一部助成

e) 新設クラブ会員が、初めて出席する日本ディストリクトコンベンションの出席者5名についての登録費は半額とする。

- 第 3 項 ディストリクト会計は、ディストリクトコンベンションにて承認された次の活動費を期末日までに各該当者に支払う。

各該当者は、DACの規定に従い支払報告書に領収書を添付して、四半期毎にDAC会計宛報告するものとする。

- ・5部コーディネーター
- ・PIFFレップ
- ・広報担当
- ・HP担当
- ・アンカーアドバイザー連絡会(AAC)会長

- 第 4 項 P I コンベンション、日本ディストリクトコンベンションおよび審議会の決算報告書に特別会計収支差額が出た場合は、その金額をディストリクト一般会計に組み入れる。そしてDAC会議の承認を得て活用する。
- 第 5 項 ディストリクト一般会計収支報告書は四半期毎に報告するものとする。特別会計については、各事業終了後 2ヶ月以内に報告するものとする。
- 第 6 項 バイローズ第 4 条第 3 項の規定により、ディスバンド（解散）したクラブは全負債清算後、残余財産が出た場合、これを地域社会、日本ディストリクト、P I F F へ寄付するものとする。ただし、バナー、パイロットマーク入りの物品などはDACへ引き渡し、DACが管理処分する。
- 第 7 項 P I ・ P I F F へ送金の際生じた為替損益はその都度一般会計に計上する。
- 第 8 項 ディストリクト一般会計、特別会計などすべての口座への誤入金のうち、1ヶ月以内に文書による返金の請求がないものは、ディストリクト会計口座への寄付金とみなすものとする。

第 13 条

ディストリクトの記録

- 第 1 項 通信文、会計記録、ファイルは、5年間保存する。郵送による投票は、次のディストリクトコンベンションにおいて承認されるまで、その期のガバナーが保管する。議事録は表紙を付け、永久保存する。
- 第 2 項 その期のガバナーは、事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監査委員に提出し監査を受け、3ヶ月以内に会員の承認を得るものとする。監査済帳簿と監査済決算書は8月31日までに後任者へ引き継がれ、日本ディストリクトの財政記録として7年間保存する。

第 14 条

ディストリクトの資産

- 第 1 項 ガバナーのバッジとガバナーエレクトのバッジは、それぞれ引退する役員から新たに就任する役員に、後日指定された時に渡され、役員任期中着用できる。
- 第 2 項 ガバナー旗とガバナーエレクト旗は、それぞれ引退する役員の所属するクラブ会長から、新たに就任する役員の所属するクラブ会長へ、後日指定した時に渡され、その任命を受けた時より任期中のクラブミーティングにおいて掲げられる。

第 15 条

ディストリクトコンベンション アワード／表彰

- 第 1 項 日本ディストリクトは、ディストリクトコンベンションにおいて、DAC、またはアワード委員会が審査決定し、表彰するものとする。
- a) 新クラブをオーガナイズしたクラブ、または、スペシャルチーム
 - b) メンバー数の増大最多クラブ
 - c) メンバーを最多増員した会員
 - d) 各分野で最も優秀なプロジェクト活動をしたクラブ
 - e) その他優秀と認めた会員

第 16 条

事務所

- 第 1 項 ディストリクトの事務所は、当該ガバナーの住所とし、DACが管理するものとする。
- 第 2 項 DACは事務所の業務を円滑に遂行するために必要なスタッフを選任することが出来る。
スタッフの選任は外部要員または、会員からDACの承認を受けてガバナーが任命する。任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第 3 項 事務費用に関しては、実費弁償を基本とし、ディストリクトスタンディングルールズおよび「DAC会計細則」の規定に基づき、ディストリクト一般会計より支払われるものとする。

第 17 条

出版

- 第 1 項 出版物は原則として有料とする。その送料はその出版物を必要とする各クラブ、またはパイロット個人の負担とする。

第 18 条

慶弔規定

- 第 1 項 パイロットクラブおよびアンカークラブの記念行事に日本ディストリクトの名で祝金を贈る。

- | | | |
|--|---------------|---------|
| | a) 新クラブ認証式 | 20,000円 |
| | b) 十周年 | 10,000円 |
| | c) 十年以降は十年刻みで | 10,000円 |
- 第2項 新クラブ認証式へ出席するガバナーの登録費は、ディストリクト会計から支払われる。(ただしガバナーの交通費および宿泊費はP I から支払われる)
- 第3項 パイロットクラブおよびアンカークラブの特別行事に、日本ディストリクトまたは、P I の役員を招待する場合の交通費、宿泊費および食費はクラブが負担するものとする。
- 第4項 会員死亡の場合、ディストリクトを代表してガバナーが弔電をおくる。

第 19 条

会員情報の保護

- 第1項 個人情報保護の観点から、会員名簿等の個人情報についてはパイロット活動以外に使用してはならない。また、その取り扱いには充分注意する。

第 20 条

代替票決方式

- 第1項 代替票決方式は、DACがこれを定める。DACは適切な手順を指示する。以下の事項を含むことができる。
- a) 役員選挙
 - b) スタンディングルールの改正（緊急を要する条項に限る）
 - c) 方針や原則の諸事項、あるいは、DACが定めるその他の事項
- 採択に必要な投票についてはバイローズに定めるところに従う。

付記：ただし、自然災害・戦争等コンベンションが開催できない場合

第 21 条

アンカークラブ

- 第1項 アンカークラブは、主として生徒・学生を対象とする青少年奉仕団体であり、1つまたは複数のパイロットクラブによってスポンサーされる。
- 第2項 クラブ間の相互交流をはかり、またスポンサークラブだけでなく、多くのパイロットクラブとの交流を活発にするために、アンカーアドバイザー連絡会（AAC）を設ける。ガバナーは連絡会会長を指名する。会長の任期は

2年とし再任を妨げない。ただし、4年を限度とする。

- 第 3 項** 日本ディストリクトは、パイロットとしての活動を希望する元アンカーの学生および就労者に、アンカー卒業時から6年後の6月30日までの期限付きで、パイロットジュニアの資格を認め「パイロットジュニア証」を発行する。パイロットジュニアは、アンカーの時に属していた親クラブまたは活動出来る地域のクラブに登録する。会費の納入義務はないものとする。

第 22 条

日本ディストリクト寄付口座

- 第 1 項** 日本ディストリクトは、パイロット精神に基づき、日本ディストリクトおよび各クラブのプロジェクト活動の活性化のための助成を行うことを目的として「日本ディストリクト寄付口座」（以下、寄付口座という）を設置する。
- 第 2 項** この口座は会員、非会員にかかわらず個人および団体からの寄付を受け取るものとする。
- 第 3 項** 会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。
- 第 4 項** 寄付口座は、日本ディストリクト役員（DAC）が監督する
- 第 5 項** このスタンディングルールズに定めるもののほか、寄付口座の運営細則その他寄付口座に関し必要な事項は、DACが別途定める

なお、運営細則については、日本ディストリクトスタンディングルールズ最終ページに参考《（付記 2）》として掲載する。

第 23 条

スタンディングルールズ 運営規則の制定

- 第 1 項** スタンディングルールズは、毎年日本ディストリクトコンベンションの議決により作成される。
- 第 2 項** スタンディングルールズは、日本ディストリクトコンベンションにおいて、過半数の賛成投票により、以下の条件を満たしている場合は改正される。
- a) 改正案は、クラブまたはDACのいずれかにより提出されたものであること。
 - b) 改正案は、日本ディストリクトコンベンションが開催される少なくとも60日前迄にガバナーあてに文書で提出されたものであること。
 - c) 提出された改正案は、DACにより審議され、日本ディストリクトコンベンションの少なくとも30日前までにガバナーから各クラブ会長へ郵送されているものであること。

- 第 3 項** スタンディングルーズは、パイロットインターナショナルバイローズの方針に矛盾するものであってはならない。
ディストリクトスタンディングルーズ改正は、票決団が後の期日を規定しない限り、コンベンションの閉会と同時に効力を発生する。

施行日：1990年4月

改正：第 1回1991年5月	改正：第 2回1992年5月	改正：第 3回1993年4月
改正：第 4回1994年5月	改正：第 5回1995年5月	改正：第 6回1996年4月
改正：第 7回1997年4月	改正：第 8回1998年4月	改正：第 9回1999年4月
改正：第10回2000年4月	改正：第11回2001年4月	改正：第12回2002年4月
改正：第13回2003年4月	改正：第14回2004年4月	改正：第15回2005年4月
改正：第16回2006年4月	改正：第17回2007年4月	改正：第18回2007年9月
改正：第19回2008年4月	改正：第20回2009年4月	改正：第21回2010年4月
改正：第22回2012年4月	改正：第23回2013年4月	改正：第24回2014年4月
改正：第25回2015年4月	改正：第27回2017年4月	改正：第28回2018年4月
改正：第29回2019年4月	改正：第30回2020年4月	

(付記 1)

第 9 条

ディストリクト秋の審議会・ワークショップ

- 第 1 項** a) 秋の審議会・ワークショップは、毎年秋の土曜日又は日曜日 1 日に限定して開催される。最低、ミーティングの 60 日前までに、各クラブへ公式通知（ガバナーズブリテンを含む）が送られる。
b) 討議すべき緊急の用件がある場合は、事前に P I 会長の承認を得て、秋の審議会とすることができる。
c) 審議すべき緊急の議題のない場合は、ワークショップ(勉強会)とする。
- 第 2 項** 秋の審議会・ワークショップの準備／開催に際して生じる費用は、DACの承認を得て、その登録費およびその他の収入ならびにディストリクト一般会計からの助成金をもって支払うものとする。
- 第 3 項** 秋の審議会・ワークショップへの登録費は、事前に支払われるものとする。登録費ほか全ての払い戻しは、秋のワークショップ・審議会委員長に開催日の 7 日前までに文書によって通知されたものに限る。上記に該当しない場合は払戻しをしない。
- 第 4 項** 会員は、前夜祭・エクスカッション・リーダー研修等のみ出席の場合も登録費を支払うものとする。

- 第 5 項 次の項目は登録費に含まれる。
a) 小道具（名札、バッジ、腕章等）装飾、看板、プログラム
b) スピーカー（講師等）への支払（謝礼／経費を含む）
c) 会場費・運営費・その他必要と認められる経費
- 第 6 項 ホスティングクラブおよび開催地（複数地を含む）はDACが決定する。
- 第 7 項 秋の審議会・ワークショップが複数地で行われる場合、各クラブは定められた会場へ行くものとするが、日程等の都合上、やむを得ず定められた会場で出席不可能な会員があった場合はDACと相談の上、他の会場を選べるものとする。
ただし、秋の審議会・ワークショップが審議会となった場合は一箇所での開催となる。

第 12 条

ディストリクト財政

- 第 2 項 パイロットインターナショナルのポリシーにある予算項目に加えて、次のものはディストリクト予算に含まれる。
a) ディストリクトコンベンション、ディストリクト秋の審議会・ワークショップの出席者登録費（食事代は除く）
- 第 4 項 PI コンベンション、日本ディストリクトコンベンションおよび秋の審議会・ワークショップの決算報告書に特別会計収支差額が出た場合は、その金額をディストリクト一般会計に組み入れる。そしてDAC会議の承認を得て活用する。

（付記 2）

PI 日本ディストリクト寄付口座運営細則

日本ディストリクトスタンディングルールズ第 22 条第 5 項に基づき、寄付口座の運営細則を定める（以下 SR 第 22 条と言う）

1. 管理 SR 第 22 条第 4 項に基づき、寄付口座は DAC が管理し、寄付口座担当者 1 名を置く。
各年度の担当者は、ディストリクト会計とし、ガバナーが指名する
2. 財務 SR 第 22 条第 3 項に基づく会計年度ごとに決算を行い、DAC が承認し会員に報告する

3. 運営 SR 第 22 条第 1 項に則って、DAC 会議で資金の使途を検討し、クラブおよび会員の同意をもって決定する
2020 年 6 月現在の使途
- ・日本ディストリクトプロジェクト活動助成
(ディストリクト助成金・ディストリクトアワード関連・ブレインマイ
ンダーズ関連)
 - ・災害支援
 - ・寄付 (PW 収益金の中からの寄付)
 - ・アンカー育成金 (PI コンベンション参加費補助)
 - ・外部向け助成
(パイロットクラブ チャレンジ助成金・パイロットクラブエール賞)
4. 設立 本細則は、寄付口座開設に伴い必要となり 2009 年 7 月 1 日より施行された寄付口座規約を、SR 第 22 条の内容と照合のうえ整備した
5. 改正 日本ディストリクトコンベンションにおいて、出席者の過半数の同意をもって改正することが出来る

パイロットインターナショナル日本ディストリクト
ガバナー 中島 恵子
〒152-0022 東京都目黒区柿の木坂 2-23-7-102